



1948年12月10日、国連が「世界人権宣言」を採択したのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と決めました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

市では、日ごろから人権問題学習講座の開催や、人権施策推進プランを推



進するなど、人権問題に積極的に取り組んでいます。

この人権週間を契機に、私たち一人ひとりがあらためて人権について考え、偏見や差別の解消に取り組みましょう。

**重点目標**

『みんなで築こう 人権の世紀  
—考えよう 相手の気持ち  
未来へつなげよう  
違いを認め合おう—』

**強調事項**

- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ 子どもの人権を守ろう
- ・ 高齢者の人権を守ろう
- ・ 障がい者理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ・ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう
- ・ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ・ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

- ・ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・ 人身取引をなくそう

- ・ 東日本震災に起因する偏見や差別をなくそう

**問合せ** 人権推進課人権同和 男女参画  
☎ 55-93364

**心配ごと相談・人権相談**

日常生活の中で、人権問題かもしれないと感じたら、人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談内容の秘密は固く守られます。

**日時・場所**

- ・ 総合保健福祉センター  
毎月第2・4金曜日 午前9時~正午  
☎ 24-3456 (予約不要)
- ・ 名古屋法務局津島支局  
毎週月・木曜日 午前10時~午後4時  
☎ 26-2423 (予約不要)

**主な相談内容**

- ・ いじめ、体罰、不登校児童問題
  - ・ 部落差別、女性差別などの差別問題
  - ・ 家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
  - ・ その他、人権問題に係るもの
- 問合せ** 人権推進課人権同和 男女参画  
☎ 55-93364

**男女共同参画社会の実現を目指して**

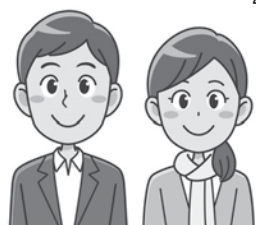
男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)です。男女共同参画社会の実現に向け、女性の参画を拡大するためのポジティブ・アクションを推進しています。

**ポジティブ・アクション**

固定的性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じる場合があります。このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをポジティブ・アクションといいます。

職場、家庭、地域生活などで、男女がともに夢や希望を実現できるようにすると、「ひとりひとりの豊かな人生」に繋がります。

**問合せ** 人権推進課人権同和 男女参画  
☎ 55-93364





**外国人の人権を尊重しましょう**

今日、我が国に入学する外国人は長期的に増える傾向にあります。こうした中、

言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

例えば、外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、理容店において外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されるといった事案が生じています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が、デモにおいて公然と行われていることが、マスコミ等によつて「ヘイトスピーチ」であるとして取り上げられている状況となっています。

このような言動は、差別意識を助長し、人としての尊厳を傷つけるもので、決して許されるものではありません。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催控え、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。

国会ではヘイトスピーチ解消のための法律が成立し、2016年6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチとは、特定の国・地域の出身者に対して、脅迫的言動、著しく侮蔑する言動、地域社会から排除することを扇動する言動のことです。

ヘイトスピーチを根絶するためには、私たち一人ひとりが、言語、宗教、生活習慣等の違いを認め、これらを尊重することが重要であるという認識を深めていくことが大切です。

互いに人権を尊重し合う社会を共に築いていきましょう。

**青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)**

12月20日(水)～1月10日(水)

非行の芽はやめにつもう **みな我が子**

冬休み期間中は、開放感から青少年が有害環境に接する機会が多くなり、非行にかかわったり、犯罪に巻き込まれる危険性が高くなります。

「地域で子ども・若者を育てる」意識を持って見守り、声かけにご協力ください。

**主唱** 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

**問合せ** 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内) ☎55-9421

**犬を正しく飼いましょう**

**放し飼いをしていませんか**

犬を放して飼うことは愛知県の「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。愛犬の散歩時は、必ずリードを付けて、自分だけではなく他人にも安心安全な散歩をしましょう。

**フンの片付けは、飼い主の責任です**

放置された犬のフンについて、たくさんの苦情が寄せられています。散歩時はビニール袋などを持って、必ず持ち帰りましょう。

**無駄吠えをしませんか**

飼犬の鳴き声が、近隣に迷惑をかけていることがあります。夜間や留守中など、無駄に吠えたりしないように「しつけ」が必要です。

しつけが困難なときは、愛知県動物保護管理センターに相談しましょう。

**問合せ** 生活環境課環境保全G

☎55-96688

愛知県動物保護管理センター  
尾張支所

☎0586-78-2595

**犬のフン放置に警告！イエローカード作戦に参加しよう**

「イエローカード作戦」は、地域の住民が主体となって取り組む犬のフン放置対策です。

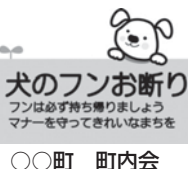
現在市では、犬のフン害対策として要望のある町内会に看板を配布していますが、思つような効果が得られていま

せん。そこで、フン害に悩む地域住民、地域のグループで行動を起こしてみませんか。

地域に監視の目があることを飼い主に認識してもらうことで、飼い主のマナーが向上し、フン放置がなくなることを目指します。

**どんな活動をするの？**

- ①まず、市内の道路、公園、その他公共の場所に放置されたペットのフンの脇にイエローカードを設置します。
  - ②イエローカードの設置後、巡回を行う中で、飼い主によるフンの回収や周辺でのフン害の状況を確認しながら、一定期間カードによる注意を表示します。
  - ③イエローカードの設置から一定期間を経過したときは、設置したカードと併せてペットのフンを回収します。
  - ④③の行動を1サイクル(約1週間)とし、数カ月間続けます。
- イエローカードとその設置例**



〇〇町 町内会



**問合せ** 生活環境課環境保全G

☎55-96688

水道管の冬支度

気温がマイナス4℃以下になると、水道管の水が凍結したり、管が破裂しやすくなったりします。

水道管の凍結を防ぐには

- ・水道管に保温材などを巻く
- ・凍結したら水道管や蛇口にタオルなどをかけ、ぬるま湯をかける
- ※熱湯をかけると破裂する危険性があります。



また、次のようなときは、連絡先へご連絡ください。

家庭で緊急に修繕が必要なとき

- ・凍結により漏水したとき
- ・蛇口を閉めても水が止まらないとき
- ・水洗便所の水が止まらないとき

**連絡先** 市上下水道指定工事店協同組

☎ 32-13993

道路上で漏水が発生しているとき

**連絡先** 上下水道部工務課工務G

☎ 55-9748

**問合せ** 上下水道部管理課管理G

☎ 55-97288

小規模企業等振興資金融資制度

中小企業者を対象とした運転資金および設備資金を融資する制度です。ただし新規開業者は対象外です。

通常資金

**融資対象** 従業員50人(商業・サービス業30人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合、NPO法人

**限度額** 5000万円

**受付窓口** 市内取扱金融機関および津島商工会議所

納税状況の確認

所得税(法人の場合)は法人税、事業税、県民税、市民税を確認します。

小口資金

**融資対象** 従業員20人(商業・サービス業5人)以下の個人、会社、医療法人、企業組合

**限度額** 1250万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

**受付窓口** 市内取扱金融機関および津島商工会議所

納税状況の確認

所得税(法人の場合)は法人税、事業税、県民税、市民税を確認します。

※各融資資金には必要な書類がありますので、左記へお問い合わせください。

**問合せ** 愛知県信用保証協会

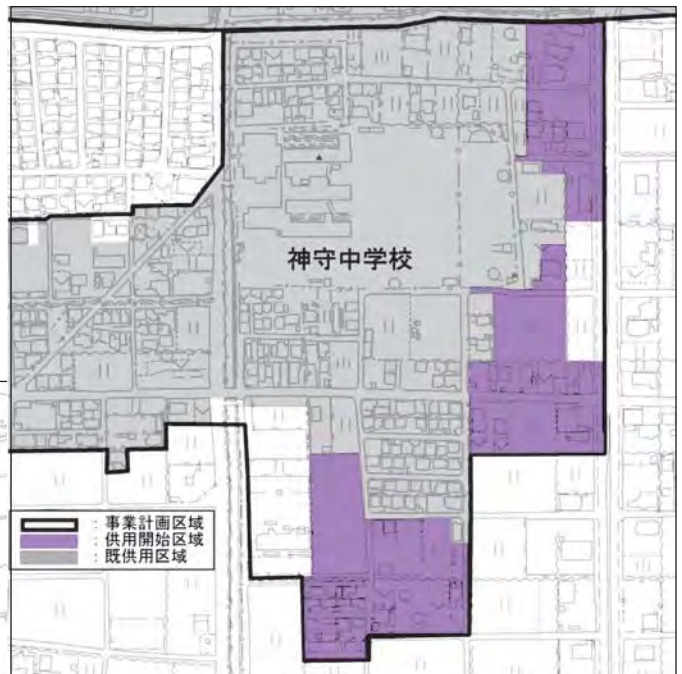
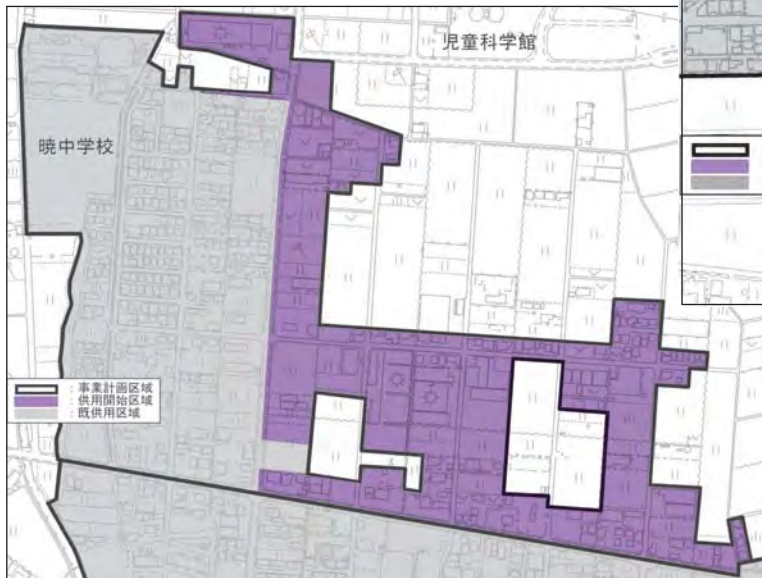
☎ 0120-4541754

日光川下流流域関連津島市公共下水道の供用開始と関係図書の縦覧について

**供用開始日** 1月1日(月・祝)

**供用開始区域** 唐臼町の一部、南新開町の一部、中一色町の一部、萩原町の一部、百島町の一部

**縦覧期間** 12月15日(金)~28日(木)(土・日曜日、祝日は除く)午前8時30分~午後5時15分



**縦覧場所** 工務課(市役所4階)

**問合せ** 工務課工務G

☎55-9748

平成30・31年度入札参加  
資格審査申請受付

市発注の建設工事や設計・コンサルタ  
ント、物品その他の契約に係る入札参  
加資格審査申請の定時受付を行います。  
物品・その他の申請方法を変更します

物品・その他について、平成30・31年度  
からインターネットを用いて、あいち電  
子調達共同システムから入札参加資格  
審査申請をしていただけます。紙での  
申請受付は廃止しますのでご注意ください。

受付期間

平成30年1月4日(木)～2月15日(木)

申請方法

建設工事、設計・コンサルタント

あいち電子調達共同システム(CAL  
S・V)による電子申請。

http://www.chotatsu.e-aichi.jp/  
物品・その他

あいち電子調達共同システム(物品等)  
による電子申請。

http://www.buppin.e-aichi.jp/  
問合せ 総務課庶務G  
55-66606

地球温暖化・大気汚染の防止の  
ためにできること

地球温暖化をもたらす「酸化炭素(C  
O<sub>2</sub>)」濃度が増え続けています。特に冬  
季は、暖房機器の使用等により発生す  
る大気汚染物質等が拡散しにくく、地  
上付近の空気が汚れやすい季節です。

日ごろの小さな取り組みから、地球  
温暖化・大気汚染を防止しましょう。  
エネルギーの見える化

人の活動から排出される「酸化炭素  
」の大部分は、化石エネルギーの使用に  
より発生します。家庭や事業所で、何に  
どれだけのエネルギーが使われている  
かを知り、無駄遣いを減らすことが大  
切です。

○環境家計簿 家庭で使用する電気、  
ガス、ガソリン等の量からCO<sub>2</sub>の量  
を推計できます。インターネット等で  
様々なツールが提供されています。  
わが家の省エネ&CO<sub>2</sub>のダイエツ  
ト作戦(愛知県)

http://co2diet.info/  
家庭工口診断(環境省)  
http://www.ucheco-shindan.go.jp/  
○省エネ診断 工場等でのエネルギー  
の使い方、機器の運転・設備の管理等  
を専門家が診断し、省エネの取り組  
みのアドバイスを受けることができ  
ます。

全国省エネ推進ネットワーク(一般社  
団法人環境共創イニシアチブ)  
http://www.shoene-portal.jp/  
皆さんができる取り組み

・暖房は、10℃を目安にしましょう。  
・照明、電化製品、OA機器のスイツ  
チをこまめに消しましょう。  
・不要なアイドリングや急発進、急加  
速を避け、エコドライブに努めましょ  
う。

家庭でできる取り組み

こたつの設定温度は、こまめに調節し  
ましょう。

・移動には、公共交通機関や自転車を  
利用しましょう。  
事業所のできる取り組み

・排出ガスがクリーンで、燃費の良い自  
動車を使用しましょう。  
・貨物輸送の効率化を進め、自動車の  
走行量を減らしましょう。  
・良質燃料の使用や燃焼管理の徹底を  
図りましょう。

「あいちエコチャレンジ21」県民運動実  
施中

http://www.pref.aichi.jp/kankyo/  
talk:ka/eeco21/index.html

問合せ 生活環境課環境保全G  
55-66608

募集

市立看護専門学校  
平成30年度(3年課程)の  
一般入学生

募集人員 15人程度  
出願資格

次のいずれかに該当する方  
・高等学校または中等教育学校を卒業  
した方および平成30年3月に卒業見  
込みの方  
・通常の課程による12年の学校教育を  
修了した方および平成30年3月に修  
了見込みの方



・高等学校を卒業した方と同等以上の  
学力があると認められる方  
・本校における個別の入学資格審査に  
合格した方で、18歳以上の方  
出願期間 1月10日(水)～24日(水)  
(郵送の場合、締切日当日消印有効)  
受験料 1万円

試験日 2月7日(水)  
試験科目 コミュニケーション(英語)た  
だし、筆記試験のみ・国語(古文漢  
文除く)・数学I・面接試験詳細は入  
学案内募集要項をご覧ください。  
※市ホームページからも入学案内募集  
要項をダウンロードできます。

問合せ・募集要項請求  
津島市立看護専門学校事務局  
〒466-0030  
津島市橋町6-34  
☎264101・FAX264600  
http://www.city.tsushima.lg.jp

# パブリック コメント

みなさんの意見を  
募集します

## 問合

①のビジョン 福祉課地域包括ケアシステムG

☎55-9471

②の計画 高齢介護課介護保険G

☎24-1117

③の計画 福祉課福祉G

☎24-1115

## 意見の提出方法

ご意見のある方は、本編の内容をご確認のうえ、「住所」「氏名」「電話番号」「ご意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールにより提出するか、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投函してください。書式は自由です。

## 提出先

〒496-8686 (住所不要)

①のビジョン 津島市役所福祉課地域包括ケアシステムグループ宛て

②の計画 津島市役所高齢介護課宛て

③の計画 津島市役所福祉課福祉グループ宛て

**FAX** ①②共通 24-1791  
③の計画 24-1138

## メール

①のビジョン [hokatsucare@city.tsushima.lg.jp](mailto:hokatsucare@city.tsushima.lg.jp)

②の計画 [kaigo@city.tsushima.lg.jp](mailto:kaigo@city.tsushima.lg.jp)

③の計画 [fukusi@city.tsushima.lg.jp](mailto:fukusi@city.tsushima.lg.jp)

## ① 津島市地域包括ケアビジョン(案)

## ② 津島市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)

「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができること」の実現のため、本市の地域包括ケアシステムの方向性などを定める地域包括ケアビジョン(案)を策定しました。

また、本市の介護保険事業に係る基本的事項を定め、地域の実情に応じ、適正な介護保険サービスおよび地域支援事業を提供できるよう、高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)を策定しました。

**意見募集期間** 12月22日(金)～1月18日(木)(必着)

**公表方法** 市ホームページまたは、福祉課地域包括ケアシステムグループ(市役所3階)、高齢介護課(市役所1階)、神守支所、神島田連絡所において本編を閲覧できます。

## ③ 第4期津島市障がい者計画・第5期津島市障がい福祉計画・第1期津島市障がい児福祉計画(案)

現在、障がいのある人をはじめ誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、共に生きる社会を実現するための障がい者計画と、障がい福祉サービスの見込量とその確保策を定める障がい福祉計画および障がい児福祉計画を一体的に策定しています。

**意見募集期間** 1月4日(木)～26日(金)(必着)

**公表方法** 福祉課(市役所1階)、神守支所、神島田連絡所の各窓口、市ホームページにおいて本編を閲覧できます。